

平成 28 年 6 月 15 日

MTGOX のビットコイン取引所のユーザーの皆様へ

株式会社 MTGOX

破産管財人 弁護士 小林信明

### 債権認否に関するお知らせ（その 3）

破産管財人は、今回の 2016 年 5 月 25 日の債権調査期日において、株式会社 MTGOX（以下「MTGOX」といいます。）のビットコイン取引所のユーザーから届け出られた MTGOX に対する BTC 及び金銭の返還に関する債権につき、認否をしました。認否の結果は、既に債権者の皆様にお知らせしております。

ご自身の債権の認否の結果に不服がある債権者は、債権調査期日（2016 年 5 月 25 日（日本時間））から 1 か月以内（2016 年 5 月 26 日～2016 年 6 月 27 日（日本時間））に破産法が定める破産債権の査定申立てを東京地方裁判所に対して行うことにより、破産管財人が行った認否の結果を争うことができます。当該手続は、破産管財人の認否に異議のある破産債権者が、裁判所に破産債権の査定の申立てをし、裁判所に自分の破産債権の額等を決定してもらった裁判手続です。**届出債権が認められなかった債権者が 2016 年 6 月 27 日（日本時間）までに上記破産債権の査定の申立てをしなかった場合には、破産管財人の認否のとおり債権が確定し、破産管財人が認めなかった債権については、破産手続において配当を受けることができなくなりますので、ご注意下さい。**

なお、貴殿が破産債権の査定の申立てを行った場合でも、然るべき証拠がない限り、裁判所が、貴殿が主張する債権が存在することを認めないことがあります。

破産債権の査定の申立てをする場合、東京地方裁判所民事第 20 部（MTGOX の破産事件を担当している裁判所。第 20 部はいわゆる破産再生部。）に、**2016 年 6 月 27 日（日本時間）までに必着で**、査定申立書（日本語で作成して頂く必要があります。）と証拠書類を各 2 部提出して頂く必要があります。なお、査定申立書及び証拠書類の送付先住所は、以下のとおりです。

〒100-8920

東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 2 号

東京地方裁判所民事第 20 部 破産者株式会社 MTGOX 係

破産管財人が各債権者様の個別的な手続のご相談に応じることはできかねますので、予めご了承下さい。各債権者様において、必要に応じて弁護士にご相談ください。

本リリースに関する問い合わせ窓口は以下のとおりです。

株式会社 MTGOX 破産管財人室

電話 03-4588-3921（平日午前 10 時～午後 5 時）（日本時間）

※なお、債権認否結果の内容に関する個別の問い合わせには対応できませんので、ご注意ください。

以上